

平成29年8月16日（水）

【司会（松本総括主査）】 定刻になりましたので、ただいまから大阪府環境審議会第1回土壤汚染対策検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室の松本でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、環境管理室長の中西からご挨拶を申し上げます。

【中西環境管理室長】 大阪府環境管理室長の中西でございます。第1回土壤汚染対策検討部会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから府政各般にわたりましてご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、土壤汚染対策でございますけれども、本府では平成15年3月に生活環境保全条例を改正いたしまして、制度を条例化いたしました。条例では、土地の形質変更時の履歴調査の義務づけや自主調査などの規定を設けるなどしており、法と相まって大阪府の土壤汚染対策を推進してきたところでございます。

一方、このほど国におきまして、一定期間ごとに行われます法の見直しが行われまして、後ほどご説明いたしますが、土壤汚染状況調査の実施対象などの改正が行われ、平成30年4月1日と改正法の公布の日の2年以内に分けて施行される予定となっております。このため、去る6月6日に、改正されました土壤汚染対策法と整合した条例に基づく土壤汚染対策のあり方につきまして環境審議会に諮問をさせていただきます。本部会が設置されたところでございます。本府といたしましては、本部会におきましてご審議いただいた内容を踏まえて、条例等の所要の改正を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、先ほど申しましたように、法改正が段階的に施行されるということになってございまして、現時点ではその改正内容が十分わかっていない検討中の内容もございますので、その動きを見ながらご審議をいただくということになろうかと思っております。そういう意味では少しやりにくい状況もございますが、委員の皆様にもいろいろな面でご迷惑をおかけするというところもあるかと存じますけれども、よろしくご審議賜りますようお願い

申し上げます、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（松本総括主査）】 まず初めに、本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第と、その裏面が配席図となっておりますものが1枚あります。同じく1枚物で部会の運営要領と委員の名簿がついている資料がございます。そして、右肩に資料2となっているものが1つございます。同じく右肩に資料3となっています資料がございます。1枚物で資料4になりますが、今後のスケジュール（案）です。そして、右肩に参考資料となっております2枚物になりますが、環境審議会への諮問文と説明資料がございます。

漏れ等はありませんでしょうか。

続きまして、本部会の委員の皆様をご紹介します。

まず初めに、放送大学和歌山学習センター長の平田委員です。

【平田部会長】 平田でございます。

【司会（松本総括主査）】 平田委員におかれましては、環境審議会会長の指名により、本部会の部会長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、同志社大学教授の黒坂委員です。

【黒坂委員】 黒坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（松本総括主査）】 続きまして、京都大学教授の勝見委員です。

【勝見委員】 勝見です。よろしくお願いいたします。

【司会（松本総括主査）】 続きまして、京都大学准教授の木元委員です。

【木元委員】 木元と申します。よろしくお願いいたします。

【司会（松本総括主査）】 なお、大阪市立大学大学院教授、益田委員は、本日所用のためご欠席されております。

本部会は、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づき、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。平田部会長、よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 それでは、本日の審議に入らせていただきたいと思います。

まず、議題（1）に部会の運営とございますけども、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（中戸課長補佐）】 大阪府環境保全課の中戸と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1をごらんください。資料1は本部会の運営要領となっておりますけれども、第2の組織（3）に「部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する」とございます。そこで、平田部会長から部会長代理を指名していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 では、名簿の中に益田委員がございますけれども、益田先生にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

では、そのようにさせていただきたいと思っております。

次に、議題（2）の土壤汚染対策法及び生活環境保全条例に基づく土壤汚染対策の概要についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（倉内副主査）】 環境保全課化学物質対策グループの倉内と申します。よろしくお願いいたします。

議題（2）につきましては、資料2でご説明させていただきますので、お手元の資料2をごらんください。

まず、土壤汚染対策法及び生活環境保全条例の概要についてご説明をさせていただきます。

土壤汚染対策法においては、人の健康に被害を生ずるおそれがあるものとして26種類の有害物質を対象物質として定めております。大きく分けまして、ベンゼンなどの揮発性有機化合物、カドミウム、シアン化合物などの重金属類、そして、シマジンなどの農薬類があります。これら有害物質による土壤汚染の状況について、一定の契機を捉えて土地の所有者等に調査の実施を義務づけております。調査の結果、土壤汚染が判明した土地については、人の健康へのリスクのあるなしに応じて区域指定がなされ、リスクに応じた管理を行うこととしております。

一方、生活環境保全条例によりまして、法対象の26物質に加えましてダイオキシン類を対象物質とし、法に定める土地の形質変更が行われる場合に土地の所有者等に土地の利用履歴の報告を義務づけるほか、法や条例の適用を受けない自主調査が適切に実施されるよう指針を定めており、技術的な指導・助言を行うなど、表1に示しておりますとおり、大阪府においては法と相まった形で土壤汚染対策を推進しております。

表1の内容の左側に(1)から(4)とありますけれども、これらの順に次のページ以降、説明をさせていただきます。

2ページ目をごらんください。

まずは1つ目として、土地の汚染状況の把握の契機としまして、調査の契機につきましては、一定規模以上の土地の形質変更時と有害物質使用施設の廃止時などがあります。

一定規模以上の土地の形質変更を契機とする手続については、法律では、3,000平米以上の土地を形質変更する際に土地の所有者等に知事に対して届出することを義務づけており、知事は、有害物質の使用履歴があるなど汚染のおそれがあると認められる場合には、土壤汚染状況調査の実施を命令します。

条例では、土壤汚染の状況を的確に把握するために、法の届出に合わせて土地の所有者等に対して土地の利用履歴の報告を義務づけております。この報告については、土地の利用履歴や有害物質の使用等の履歴とともに、土壤汚染状況調査を実施している場合にはその結果を含むこととしております。

また、条例では、ダイオキシン類について、土地の利用履歴から過去に発生または処理されていた可能性があるるとみとめられる場合には、土壤汚染状況調査の実施を義務づけております。

2つ目に、有害物質使用施設の廃止時などを契機とする手続についてですが、法律では、水質汚濁防止法で規定されております有害物質使用施設の廃止時に、土地の所有者等に土壤汚染状況調査の実施を義務づけております。

条例では、水質汚濁防止法の施設以外に独自に定めている有害物質使用施設及びダイオキシン類対策特別措置法に定めている廃棄物焼却炉などの施設の廃止時に、法と同様に土壤汚染状況調査の実施を義務づけております。

ただし、法、条例ともに、施設が廃止された場合であったとしても、施設を設置していた敷地を工場・事業場として使用し続ける場合など、土地の利用方法から見まして人の健康被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合については、調査を猶予しています。

また、これら以外で条例独自の手続としまして、法及び条例の有害物質使用施設を設置する操業中の工場・事業場におきまして、敷地の一部を同一の工場・事業場以外の敷地として利用するために形質変更する場合については、その面積にかかわらず、土壤汚染状況調査の実施を義務づけております。

ただし、一般の人が立ち入ることができない他の工場・事業場の敷地として利用されることが確実であることの知事の確認を受けた場合においては、調査を一時猶予しております。

続いて、法、条例ともに、土壌の有害物質による汚染状態を判断するための指定基準を定めており、直接摂取によるリスクの観点から含有量基準、地下水等の摂取によるリスクの観点から溶出量基準を定めております。

その土地が有害物質によって汚染されているかどうかの判断については、土壌汚染状況調査の結果をこの指定基準に照らすことにより行っております。

続いて、区域指定と指定の解除についてご説明をさせていただきます。

土壌汚染状況調査の結果、土壌中の有害物質の含有量または溶出量が基準を超過している場合については、知事は、表2に示すとおり、リスクのありなしに応じて区域指定を行います。この区域については、健康影響が生じないよう汚染の除去等の措置を講ずることが必要な要措置区域や要措置管理区域と、土地の形質変更を行う場合に届出が必要な形質変更時要届出区域や要届出管理区域があります。

具体的に言いますと、地下水の摂取によるリスクの有無については、有害物質を含む地下水が到達し得る範囲に飲用井戸が存在するかどうかで判断しており、範囲内に飲用井戸が存在する場合には、リスクありとして要措置区域や要措置管理区域に指定することになります。

このように、法、条例ともに大きくは2つに区分されるのですが、リスクがない場合に指定します形質変更時要届出区域と要届出管理区域につきましては、表3に示す要件を満たす場合について、特に埋立地管理区域、埋立地特例区域、自然由来特例区域として指定をします。

区域指定を実施した場合については、その旨を告示するとともに、図1に示すとおり、台帳を調製し、閲覧に供しております。また、大阪府では、台帳に記録した情報についてはホームページ上でも公表をしております。

続いて、4ページをごらんください。

区域指定後の手続についてご説明をさせていただきます。

リスクがある場合に指定をします要措置区域及び要措置管理区域については、知事は、期限を定めて汚染の除去等の措置を指示します。措置については、掘削除去や原位置浄化といった汚染の除去を行うものと、原位置封じ込めや不溶化といった汚染の拡散の防止を

行うものがあります。

この措置の計画については、国のガイドラインに従いまして、措置の方法やその詳細、その工程、環境保全対策などについて計画書を提出するよう指導しており、措置が終了した後についても、ガイドラインに従って報告を行うように指導をしております。

一方、リスクがない場合に指定します形質変更時要届出区域及び要届出管理区域において土地の形質変更を行う場合には、工事ごとに事前届出を行うことを義務づけております。

形質変更時要届出区域において土地の形質変更を行う場合には、(ア)、(イ)、(ウ)に示すような施行方法に関して基準が設けられております。

1つは、汚染土壌または有害物質の飛散等の防止のための措置を講ずること、2つ目として、汚染土壌が帯水層に接しないようにすること、3つ目として、土地の形質変更後の土壌を健康被害が生ずるおそれがない状態にすることといった基準を定めております。

前ページの表3にお示しした埋立地特例区域及び自然由来特例区域につきましては、もともとその一帯が汚染が広がっている土地であるということから、その土地が形質変更に伴って新たに帯水層を汚染するものではないということから、(イ)の基準は適用されておられません。また、埋立地管理区域についても、同様に(イ)の基準は適用されておられません。また、ほかの2つの特例区域と比較したところ汚染のリスクが高いということから、施行時には地下水位の管理であるとか地下水質の監視を行うこととしています。

これら区域において形質変更が終了した際にも、国のガイドラインに従って報告を行うように指導しております。

続いて、汚染土壌を指定区域から搬出しようとする場合の手続として、汚染土壌の汚染状態や運搬方法について知事に届出をすること、また、搬出した汚染土壌を汚染土壌処理業者に委託し処理をすること、運搬等の受託者に対して管理票を交付することを義務づけております。

上記のとおり、指定区域外に搬出する土壌は全量を汚染土壌処理施設で処理することを義務づけておりますが、区域指定の土壌の中には深度方向によっては汚染されていない土壌が存在する可能性があるため、搬出する土壌について汚染土壌が指定基準に適合することを確認した部分については、法の規制対象から外すことができる認定調査の手続が定められております。

認定調査において、法対象の有害物質全26物質について形質変更を行う掘削深度まで深度方向の土壌調査を行い、その結果、指定基準に適合していることを確認した部分、図

2の米印に書いている部分が基準適合している場合に、その米印の土壌については健全土として取り扱うことができ、処理施設への搬出を不要としております。

また、大阪府では、国家戦略特区の指定を受けておりまして、認定調査についての特例措置が適用されております。法に基づく自然由来特例区域での認定調査について、全26物質の調査を対象とするのではなく、区域指定に係る有害物質のみを調査対象とすることで足りるとしております。

指定区域において汚染の除去の措置が実施され区域指定の事由がなくなった場合については、知事は指定を解除し、その旨を告示します。大阪府においては、ホームページで公表していた区域指定に関する情報については削除しております。

続いて、その他としまして、法律では、(1)で述べた土地の汚染状況の把握の契機以外に、土地の取引や将来的な土地の形質変更に備えて土地の所有者等が自主的に調査を行い、その結果をもとに区域指定を求める申請ができるという仕組みがあり、自主的な調査により明らかとなった土壌汚染についても情報が開示され、適切に対策を進めることができます。

条例においては、適切かつ客観性のある自主調査、自主措置が実施されるように、調査の方法や措置の方法などをまとめた指針を定めており、指定調査機関に委託すること、自主調査や自主措置の計画、実施報告の内容、情報提供などについて定めており、指導や助言を行っております。

以上が法及び条例の概要になります。

続きまして、大阪府における土壌汚染対策の実施状況についてご説明をさせていただきます。

まず、土地の汚染状況の把握の1つ目として、3,000平米以上の土地の形質変更時の届出等の状況についてです。平成27年度における土地の形質変更の届出については324件ございました。また、汚染のおそれがあるとして調査命令を発出した件数はこのうち7件、さらに、形質変更時要届出区域に指定したものが5件あり、要措置区域に指定したものはありませんでした。上記のとおり、届出の件数に対して調査命令を発出した件数の割合については約2%となっており、全国における割合と同程度でありました。

2つ目、有害物質の使用施設の廃止時についてですが、平成27年度の法及び条例に規定します有害物質使用施設の廃止件数及び調査の猶予を受けた件数を表4に示しております。使用施設の廃止件数に対して調査の猶予を受けた件数の割合は80%となっており、

全国における割合と同程度になっております。

また、平成27年度の土壤汚染状況調査の実施件数及び汚染が判明し区域指定した件数について表5に示しております。調査の報告件数に対して区域指定を行った件数の割合は62%であり、全国の約50%と比べてやや高くなっている傾向があります。

なお、土壤汚染状況調査の猶予を受けている工場・事業場の件数については、平成27年度末時点で法対象では556件、条例対象では62件ございます。

続いて、条例独自で規定している操業中の工場・事業場における土地の形質変更についてですが、法・条例で規定します有害物質使用施設を設置している工場・事業場については、平成28年度末時点では1,682件ございます。

この操業中の工場・事業場における土地の形質変更については、条例による規制を始めた平成16年1月から平成28年度末までに届けられた件数は15件ございまして、このうち土壤汚染状況調査を実施したものは10件ございます。この10件のうち、要届出管理区域に指定したものは2件、要措置管理区域に指定したものはございませんでした。また、調査の猶予を受けておるものが5件ございます。

続いて、区域指定の状況についてご説明をします。

平成27年度に実施した区域指定の件数は表7に示しておるとおりです。土地の汚染状況の把握の契機としまして、土地の形質変更の届出の件数が最も多く、区域指定の件数としては、自主調査による区域指定の申請が最も多くなっております。

また、平成29年6月末現在の大阪府と全国における区域指定の件数は、8ページ、次のページの表8に示すとおりでございます。

大阪府域では形質変更時要届出区域として333件指定しておりますが、そのうち、埋立地管理区域は19件、埋立地特例区域は3件、自然由来特例区域は30件ございます。各区域ともに全国の件数の20%程度を占めています。

府内の北摂地域や泉州地域の地層には自然由来のふっ素や砒素など広く分布しているということが知られておりますので、そういったことも影響として考えられます。

続きまして、区域指定における措置や形質変更の実施状況についてですが、平成27年度に指定区域における汚染の除去等の措置もしくは土地の形質変更について実施計画及び実施結果が届出または報告された件数について、表9に示しております。

要措置区域における措置等の実施計画が提出されたものは5件ございまして、全て実施結果が報告されております。形質変更時要届出区域における措置等の実施計画が届出され

た件数は123件あり、このうち実施結果の報告があったのは94件になります。なお、結果が報告されていないものについては、措置等実施中でまだ完了に至っていないものも含んでおります。

要措置管理区域における措置等の実施計画の届出及び実施結果の報告についてはございませんでした。要届出管理区域における措置等の実施計画が届出された件数は3件あり、このうち結果の報告があったものは2件ございました。

続いて、平成27年度における法及び条例により指定された区域における実施された措置の方法別の件数について、溶出量基準超過に係る指定を受けているものを表10に、含有量基準超過に係るものを表11に示しております。

措置の内容については掘削除去が最も多く、溶出量基準超過に係る指定区域では29件のうち22件ございまして、全体の76%を占めております。また、含有量基準超過に係る指定区域については14件ございまして、そのうち10件が掘削除去を行っており、全体の71%を占めています。

続いて、自主調査、自主措置についてですが、平成27年度において条例に定める指針に基づき実施された自主調査の結果についての報告件数は52件ございまして、このうち、基準不適合の土壤が判明した件数は26件ございました。このうち、区域指定を申請した件数は8件ございました。

基準不適合の土壤が判明した26件のうち、区域指定の申請をしなかったものについては18件ございまして、この区域指定の申請をせずに自主措置を実施して報告をしたものは8件ございました。実施された自主措置については、全て掘削除去を行ってまいりました。なお、結果について報告されていないものについては、自主措置を実施中で完了に至っていないものも含んでおります。

また、自主調査のうち調査面積がわかっているものは26件ございまして、調査面積別に見ますと、3,000平米以上のものが19件と全体の73%を占めてまいりました。

続いて、自主調査を実施した理由について、最後の10ページに示しております。

自主調査を実施した理由についてですが、平成27年度に結果が報告されました52件のうち、「将来的に一定規模以上の土地の形質変更の予定があるため」というものが22件で全体の42%、「土地の取引があるため」が13件で全体の25%となっております。

そのほか、「工事に伴って発生する土壤を搬出するにあたって受入先の基準に適合することを確認するため」であるとか、「土壤調査の猶予を受けている事業場における工事に

ついて、行政から自主調査の指導を受けたため」といった理由が見られました。

以上で議題（２）についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【平田部会長】 どうもありがとうございました。

大阪府の条例と、それから施行状況の説明がありましたけれども、何かご質問等ございますか。

国の区域指定と大阪府独自の区域指定、これは対象物質が違っているからという意味ですか。

【事務局（足立総括主査）】 条例の届出施設が廃止されたことによって調査の契機が発生したときに汚染が判明しましたら条例の区域指定がされることになりますので、そういった場合と、ダイオキシンが加わっておりますので、その２種類について条例で区域指定されたものが２８あるということです。

【平田部会長】 基本は物質ですね。ダイオキシンだけではないということですか。

【事務局（足立総括主査）】 だけではありません。ほかの物質についても条例の届出施設の廃止時に条例では調査の義務が発生しますので、例えばふっ素やほう素、鉛など、法と同じ物質についても条例の届出施設で使われていた場合、廃止後に条例による調査の義務がかけられて、そこで調査して基準超過があった場合は条例に基づく区域指定がされます。

【事務局（金城課長補佐）】 資料の２ページの中をご覧ください。②有害物質使用施設の廃止時などがございますが、その２つ目の段落、「条例では」と始まるところです。水質の施設で、法が水濁法の施設を対象としているのを条例で横出ししていますのと、ダイオキシン特措法の焼却施設などについても対象としています。これらの施設が施設廃止を契機といたします条例に基づく区域指定の対象でございます。

【平田部会長】 わかりました。施設で横出しをしているものと物質で上乘せをしているものがあるから、法では定められないものを条例で定めていると、そういう意味ですね。

【事務局（金城課長補佐）】 はい、そうです。

【平田部会長】 わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

【勝見委員】 ２つお聞きしたいんですけど、１つは、７ページ目の表の７の区域指定の件数で要届出区域というのがありますが、これ形質変更時要届出区域ということではないですか。要届出管理区域というのも条例のほうではあるので、こちらは法で言われてい

るところの形質変更時要届出区域ということですね。

【事務局（倉内副主査）】 はい。

【勝見委員】 ありがとうございます。

それからもう1つ、9ページ目の最後から2段落目ですけれども、「基準不適合の土壤が判明した26件のうち」云々というところで、区域指定の申請をしなかったのが18件、申請をせずに自主措置を実施して報告したものが8件ということで、この辺、よくわからないんですけど、18と8を足したら26になるということなんででしょうか、あるいは18の中に8が含まれるということなんででしょうか。数はどうでもいいんですけども、基準不適合の土壤が判明したという場合に、それがどうなっているかということは府のほうではどれぐらい把握できるような仕組みになっているのかということをお聞きしたいなと思います。

【事務局（倉内副主査）】 基準の不適合が判明した26件ございまして、そのうち区域指定されなかったものについては26件のうち18件ございました。申請されなかったものは18件ございましたが、自主的に措置をされて報告されたものが18件のうち8件ございました。残り10件につきましては、報告等なされていない状況ではあるのですが、現時点でまだ自主調査の措置については期間がかかるものもございまして、まだ措置を実施中であるものも含んでおります。概ね対策については把握しておる状況ですが、やはり中には数件把握できておらない部分もございまして。

【勝見委員】 この基準不適合の土壤が判明した26件というのはどうやって把握できるようになっているんですか。

【事務局（倉内副主査）】 自主調査の結果の報告書を提出していただいております。指針を設けていますので、それに基づいて報告をしていただいております。

【勝見委員】 わかりました。ありがとうございます。

【平田部会長】 ほか、よろしいでしょうか。

自主調査をして、事後に届けはしますよね。報告しなかったらどうなります？ 汚染があったけど報告しないと。わからないですね。

【事務局（中戸課長補佐）】 その場合は府でもわからないという、そこが問題になります。

【平田部会長】 では、あとは、土の受け入れ先のチェックだけになりますか。

【事務局（足立総括主査）】 そうです。土壤汚染対策法以外の場所で受け入れされて

いる処分場の受入基準に適合するかどうかで受け入れられていますので、そこでのチェックというものが、土対法の仕組みとは別で機会としてございます。

【平田部会長】 3,000平米を超えるものの形質変更をやる時は、届出が必要ですよ。それで、もしかしたら大阪府から命令が出るかもしれない。命令が出る可能性がありますよね。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【平田部会長】 そのときに、実はもうやっているんですという、そういう事例はありましたか？

【事務局（足立総括主査）】 調査命令が本当は必要だったという事例は経験しておりません。工事の途中段階で未届けがわかり、工事と土壌の搬送を一旦止めた上で、届出を受けたという事例はございましたが、調査命令をうつような履歴はありませんでした。

【平田部会長】 わかりました。

ほかに何かございますか？

それで、できれば自主調査をやっているのであれば使ってくださいというのは国のやり方で、そちらのほうがちゃんとやってくれていけばいいんですけど、そこですね。

【事務局（足立総括主査）】 府独自でこういう指針を設けていますので、自主調査であってもぜひ相談いただいて、我々の行政の審査をしっかりと受けた中で、法対象ではないんですけども、しっかり適切にやっていただきたいと思っていますので、そういった意味では指針を活用してどんどん相談していただきたいということで、日頃から窓口でお勧めして、しっかり報告するように促すようにしている状況です。

【平田部会長】 わかりました。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に行きたいと思います。議題の（3）ですけれども、生活環境保全条例に基づく土壌汚染対策のあり方検討ということで、内容について説明をお願いいたします。

【事務局（足立総括主査）】 事務局、環境保全課の足立でございます。よろしく願いします。

資料3、「生活環境保全条例に基づく土壌汚染対策のあり方検討について」という資料についてご説明させていただきます。

まず1つ目として、土壌汚染対策法の改正概要について示させていただきます。

平成29年5月に土壤汚染対策法が改正されまして、3,000平米以上の土地の形質変更の届出に係る規定の整備ですとか、有害物質の使用施設のある土地における調査の契機の拡大等について行われることになりました。

具体的な改正概要は次に示すとおりで、枠の中に①から④までまとめさせていただいております。

1つ目としましては、土地の形質変更の届出・調査に関する規程の整備等についてということで、3,000平米以上の土地の形質変更の届出にあわせて土壤汚染状況調査の実施結果を提出できることとされております。

2つ目につきましては、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大についてということで、先ほど資料2でも説明がございましたが、有害物質を使用する工場が操業を続けている等の理由において調査が猶予される土地がありまして、現行法ではそういった土地について3,000平米未満の土地の形質変更については調査の義務はかからないのですけれども、今回、一定規模以上の形質変更を行う場合はあらかじめ届出をさせて調査を行わせるようにするものとされました。

3つ目としまして、要措置区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化についてでございます。要措置区域については、汚染の除去等の措置が適切に計画・実施されるよう、これまで規定がなかったですけれども、知事による措置内容に関する計画の提出の指示等が定められました。

また、4つ目としましては、形質変更時要届出区域内におけるリスクに応じた規制の合理化についてでございます。臨海部で健康被害のおそれがない一定の要件の土地の形質変更については、その施行方法等の確認を受けた場合は、本来、工事ごとの事前届出が必要になところ、それに代えまして年1回程度の事後届出とすることということに改正されております。

この①から④のうち、①につきましては、平成30年4月1日、一段階目の施行とされておりました、②から④につきましては、公布の日から2年以内に施行されることとなっております。

続きまして、2番に論点整理（案）ということで整理させていただいております。

6月の大阪府環境審議会において、府条例に基づく土壤汚染対策のあり方について諮問させていただいた際に、検討の内容（案）ということで、次のとおり掲げております。

1つ目は、改正法との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方というこ

とで、これは上記①の法改正の内容と対応しているものです。

2つ目は、改正法や今後制定される政省令を踏まえた、有害物質を使用する法・条例対象工場が操業中で調査が猶予されている土地における同調査のあり方についてです。こちらは上記②に対応するものです。

3つ目としましては、改正法や今後制定される政省令を踏まえた、法・条例に基づく指定区域におけるリスク管理のあり方についてでございます。こちらは上記の③、④に対応するものとなっております。

最後に、その他、上記のあり方を踏まえた、府が独自で取り組んできました自主調査等の指針における適切な調査の実施ですとか、自主調査の結果、基準不適合土壤が判明し、その土壤の措置のあり方についてということで、以上4つの項目を検討の内容として掲げております。

これらの項目に対応しまして、それぞれ次のとおり論点整理を行っております。

まず、検討の1つ目の項目として、(1)の改正法との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方についてです。4つについて整理しております。

1つ目は、3,000平米以上の土地の形質変更の届出・調査に関する規定としております。

昨年12月に出されました中央環境審議会、いわゆる中環審の答申では、汚染の恐れを的確に捉え、迅速に行政判断を行うため、これまで土地の形質変更の届出をして調査命令を受けてから調査に着手するという手続でございましたが、そのほかに、前もって調査を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置づけるべきとされました。

このことを受けまして、改正法では3,000平米以上の土地の形質変更の届出にあわせて、調査の実施結果を提出できることとされました。

一方、条例では、法に定める土地の形質変更の届出にあわせて、先ほどもご説明しましたが、土地の利用や有害物質の使用の履歴、過去に行われた土壤調査の実施結果について知事への報告の義務を既に設けておりまして、この際、報告の対象物質は、法に定める26の物質に加えてダイオキシンとしております。

つきましては、改正法に基づき調査の実施結果が提出される場合は、ダイオキシン類以外の対象物質について条例に基づく報告と重複することになるというものです。

2つ目としまして、有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定についてで

ございます。

中環審の答申では、土壤汚染状況調査で有害物質の使用施設の設置者の協力が得られない場合は、使用されていた有害物質や使用場所等の特定に支障が生じているという事例があるとされております。

このことを受けまして、改正法では、施設設置者は施設で使用していた特定有害物質の種類等の情報の調査を実施する指定調査機関に提供するよう努めるものとするという努力規定が設けられました。

府域では、有害物質使用施設を廃止した土地において施設設置者と土地の所有者が異なる割合が約5割と、全国の3割と比べて高い状況にございます。また、実際に施設設置者の協力が得られずに調査が進まないといった事例も存在しております。

条例につきましては、このような施設設置者の調査への協力に関する規定は設けていない状況でございます。

3つ目としまして、区域指定に係る情報の把握に関する規定についてでございます。

区域指定においては、周辺に飲用井戸がある場合、地下水の摂取等によるリスクの観点によって要措置区域として指定されることとなります。中環審の答申では、飲用井戸に関する情報など人の健康被害の防止に関する情報収集を都道府県に促す規定を設けるべきとされました。

このことを受けまして、改正法では、既に規定のある知事の情報収集・提供等に係る努力義務の対象として、人の健康被害の防止に関する情報が追加されました。

府内の飲用井戸の所在については、各市町村において定期的な調査ですとか水道法の届出情報等により把握しておりまして、大阪府の場合は区域指定の際に市町村と連携してこれらの情報や、必要に応じて個別訪問等により飲用井戸の所在の有無を確認している状況です。

条例ではこのような規定については設けていないという状況でございます。

4つ目としまして、区域指定の解除の情報に関する規定についてです。

中環審答申では、区域指定が解除された場合に、措置済みの土地であることを明らかにするとともに、措置内容を閲覧可能とし、土壤汚染状況の把握を行う際に活用できるようにすべきとされました。

このことを受け、改正法では、指定が解除された区域の台帳を調製しまして、これを保管することとされております。

府域においては、条例では解除された区域の台帳を調製するという規定は設けておりませんが、運用において法を所管している29の自治体のうち15自治体、約半数で解除台帳を調製し保管して閲覧を行うという運用を既に行っている状況でございます。

以上、①から④については平成30年4月1日を施行日としているもので、一段階目に施行する項目となっております。

続きまして、次の(2)、(3)につきましては、2年かけてこれから検討され施行予定のものでございます。

(2) としましては、有害物質を使用する工場が操業中で調査が猶予されている土地における土壌調査のあり方についてでございます。

中環審の答申では、有害物質使用施設の廃止に係る調査が猶予されたり有害物質を使用して操業中である工場につきましては汚染土壌が存在する可能性が高いため、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合はあらかじめ届出を行い調査を実施すべきとされました。

このことを受けまして、改正法では、これらの工場について一定規模以上の土地の形質変更を行う場合は届出を行い、調査を実施することとされまして、今後、規模要件等については省令で定められることとなっております。

条例では、操業中の工場につきましては、敷地の一部を同一の工場以外の敷地として利用するために形質変更する場合は、その面積にかかわらず調査を義務づけておりまして、法の規定と一部重複することとなるものでございます。

(3) の項目につきましては、指定区域におけるリスク管理のあり方についてでございます。以下4つに分けて論点整理しております。

1つ目は、要措置区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化になります。

中環審の答申では、要措置区域における措置内容について、誤った施行方法により汚染が拡散すること等がないように、措置内容の確認を確実にを行うため、措置の実施計画の提出ですとか措置の完了報告の義務等について統一的な手続を設けるべきとされました。

これを受けまして、改正法では、知事は、土地の所有者等に対して措置の計画を作成し提出すべきことを指示すること、また、措置を講じたときは、その旨を知事に報告しなければならないこととされまして、今後これらの手続等につきまして省令で定められることとなっております。

条例では、このような規定は設けていない状況でございます。

2つ目としまして、臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化につい

てでございます。

中環審の答申では、都市計画法の工業専用地域においては、工場が立地していることから土壌汚染の可能性はあるものの、臨海部においては地下水の飲用等のリスクが低いと考えられますことから、このような地域における土地の形質変更については、人の健康のリスクに応じた規制とする観点から特例措置を設けるべきとされました。

このことを受けまして、改正法では、形質変更時要届出区域であって、健康被害のおそれなく汚染原因が専ら埋立材由来によるもの等の一定の要件の土地の形質変更については、施行方法等の確認を受けた場合は工事ごとの事前届出にかえて事後届出とすることとされまして、今後、土地の形質変更の施行方法の基準等が省令で定められることになっております。

条例では、臨海部の工業専用地域に特化した措置は設けておりません。

なお、現在、条例に基づく要届出管理区域であって臨海部の工業専用地域に所在するものはないという状況でございます。

3つ目、自然由来による汚染土壌に関するリスクに応じた規制の合理化についてです。

中環審の答申では、指定区域から搬出する土壌は汚染土壌処理施設での処理が義務づけられていますが、自然由来特例区域の土壌は汚染の濃度が低いことから、適正な管理のもと、資源として有効利用すべきとされました。

これを受けまして、改正法では、地質的に同質である範囲内での自然由来特例区域間の土壌の移動を届出により可能とすることとされました。今後、地質的に同質であるという基準等が省令で定められることとなっております。

府域では、先ほどもご紹介しましたが、平成29年6月末現在で自然由来特例区域として指定されているのが30件となっております。

条例では、こういった自然由来特例区域間の土壌の移動・処理に関する規定というものは設けていない状況でございます。

最後に4つ目としまして、区域指定された土地の土壌の移動に関するリスクに応じた規制の合理化でございます。

中環審の答申では、迅速なオンサイトでの処理等の推進のために、同一契機で行われた調査地内であれば、飛び地になって区域指定された区画間の土壌の移動を可能とすべきとされました。

これを受けまして、改正法では、飛び地の区画間での土壌の移動を可能とするという規

定を設けまして、今後、移動を可能とする要件等について省令で定められることとなっております。

条例では、このような規定は設けていない状況でございます。

次に、(4)の項目ですが、こちらは府の独自の取り組みとして、自主調査等の指針における適切な自主調査の実施、基準適合土壌の措置のあり方についてでございます。資料2でもご紹介させていただきましたが、平成27年度の自主調査の指針に基づいて実施された調査の52件のうち、半数の26件が基準不適合の土壌が判明したものでした。

この基準不適合が判明した26件のうち、区域指定の申請があつて指定されたものは8件、また、区域指定の申請はされなかったけれども自主的な措置等が実施されて報告があつたものが8件でございます。

最後に、その他として(5)に整理しております。

①から⑤までにつきましては、中央環境審議会の答申に盛り込まれておりますが、法改正ではなくて、今後、省令改正が検討されるものでございます。最後の⑥については、他法令の改正に伴うものということでご説明させていただきます。

1つ目としまして、地下浸透防止措置が講じられた施設の廃止に伴う土壌汚染のおそれの判断についてです。

中環審の答申では、平成24年の水濁法の改正で、有害物質の使用・貯蔵施設において地下浸透防止措置に係る構造基準等が設けられまして、このような地下浸透防止措置が講じられている施設については、措置が講じられた後に限って土壌汚染のおそれが認められないものとして扱うべきとされました。

今後、地歴調査において地下浸透防止措置が確実に講じられていることを確認する方法等について検討された後、省令改正されることとなっております。

続きまして、2つ目で、土地の形質変更時の届出の対象、調査の対象とする深度についてでございます。

中環審の答申では、都市計画区域外の土地など有害物質使用施設が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出については、届出の対象外とすることを検討すべきとされております。

また、汚染のおそれが土地の掘削深度以深に限られている場合、汚染土壌の拡散等のリスクが低いと考えられるため、調査命令による調査の対象とする深度を原則として掘削深度までにすべきということを示されました。

今後、土地の形質変更の届出の対象外とする区域の要件等について検討された後、省令改正されることとなっております。

3番目としまして、埋立地特例区域の指定要件についてです。

中環審の答申では、現在埋立地特例を受けることができない昭和52年以前の埋立地について、例えば廃棄物の埋設がないことなど一定の要件が確認できれば、埋立地特例区域にも指定できるようにすべきとされました。

今後、具体的な指定の要件につきまして検討された後、省令改正されることとなっております。

以上、①から③につきましては、条例の施行規則では、これに関する規定というものは設けていない状況でございます。

続きまして、④としまして、区域指定された土地の形質変更の施行方法についてでございます。

中環審の答申では、要措置区域等における土地の形質変更の施行方法については、汚染土壌が帯水層に接する場合、現在定めている準不透水層まで遮水壁を設置する方法に加えて、地下水質の監視を行いつつ地下水位を管理する方法についても認めるべきとされました。

今後、このような施行方法の技術的基準について検討された後、省令改正されることとなっております。

一方、条例の施行規則には、要措置管理区域等について、汚染土壌が帯水層に接する場合は、法と同様に準不透水層まで遮水壁を設置するという方法が定められている状況でございます。

5つ目としまして、認定調査の合理化についてでございます。

中環審の答申では、認定調査は区域指定対象物質以外の物質について基準不適合が判明したという事例はほとんどないということから、全ての有害物質について地歴調査を実施したものに限って、認定調査の対象物質を原則として区域指定に係る有害物質に限定すべきとされました。今後、地歴調査の方法やその取りまとめ方等について検討された後、省令改正されることとなっております。

大阪府では平成28年度から国家戦略特区の指定を受けて、先ほどもご紹介させていただきましたが、自然由来特例区域において実施する認定調査については対象項目を区域指定に係る有害物質に限定することとなっております。府域での事例はこれまで6件の実

績がございます。

なお、条例の施行規則では、認定調査に関する上記のような規定は設けておりません。

以上が今後省令改正が検討される事項になります。

最後に、6番、その他としまして、指定区域から汚染土壌を搬出する際の管理票の保存に関する措置についてでございます。

廃棄物処理法のマニフェスト等について、書面の保存にかえて電磁的記録の保存を行うことができることを定めた法律、いわゆる電子文書法ですが、この省令におきまして、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌を搬出する際の管理票が対象に追加されることになりました。平成30年4月1日から施行されることとなっております。

条例では、現在、管理票の写しの保存に関する規定を設けておりますが、電磁的記録については規定を設けていないという状況でございます。

以上が資料3についてのご説明になります。よろしく願いいたします。

【平田部会長】 ありがとうございます。

手続論的にやれるものは、多分1年後で全部終わると思うんですよね。あと、技術的な問題で、例えば対策をするその深さまでの調査でいいんだという話が1つありましたよね。でこぼこになるんですよね、単位区画ごとに。100個単位区画があつて、1メートルのところもあれば5メートルのところもあると。物質も違っているという。そうしたものをどのように管理していくのという、多分皆さん非常に困ると思うんですよね。ほんとは今もそうなんです。土壌、地下水の汚染といいますのは地域性が非常に大きいんですよ。地域の地形・地質とか、それから、土地利用、地下水利用、これが非常に地域によって違っているものだから、本来は地域ごとに地域の自治体が全て管理していかないといけないということです。特にここという要措置区域ですよ。それは地下水を飲んでますか、飲んでいませんかという地下水の到達距離で決めることが多いですよ。その到達距離なんていうのは地域によっても全く違っているから、地域ごとに自治体が定めるといことにはなっているんです、今もね。今もそうなんです。だけれども、それが難しいからというので、環境省の定めた目標値がありますよね。第1種であれば1キロとか、重金属はばらつきがありますけど。それを使っていれば法的には問題がないということなんだけれども、来年、再来年からは自治体がそれを決めなければいけないと、そうなるんです。ちょっと厄介でしょう。自然由来の物質もあるし、人為由来の物質もあると。そのシミュレーションをまずやらなきゃいけない。

あるいは、対策するときも、どこまでやるのということを今度は地下水から逆算できるようにするんですね。そういったものを業者がやってくると。その内容についてどう判断するんだということも自治体が決めなきゃいけない。という技術的にとても難しい問題がいっぱいあるんですね。

今、府のほうの論点整理というのは。こういう論点で整理できますよというのは、そのガイドラインみたいなのはもうできているんですか。

【事務局（足立総括主査）】 いえ、それはまだこれからです。

【平田部会長】 これからです。ここで議論をしているというんだけど、非常に難しいような議論だよ。どうですか。

【勝見委員】 今日この資料を見て、論点とおっしゃいながらなかなか踏み込むのが難しいと。

【平田部会長】 難しい？

【勝見委員】 ええ。というのを感じて、何をどうしたらいいのかなと思って参りましたけれども。1つ確認させていただきたいのは、この条例の位置づけといいますか、今幾つか論点を挙げていただいて、きょうの論点はあくまでも法改正が施行になったときに条例と合わないところが出てくる、あるいはちょっとポテンヒットになるようなところが出てこないかというところを洗い出された。それは全部拾わないといけないのか、それとも法に任せておいたらいいという種類のものもあるのか、それは幾つかケース・バイ・ケースなんですよ。だから、全てを法律が変わったからこれも変えないといけないんだという種類のものではないというぐあいに私は理解をしたんですけれども、それはそれでいいんでしょうか。具体的にどれがどうということではないんですけれども、何となくそんなふうに理解をしておりますが。

【事務局（足立総括主査）】 法と条例が相まってやってきていますので、条例に基づく区域指定の部分は法とどう整合をとるかということもありますし、それとは別に、横出しという形で条例の規定する届出施設に対しての廃止時に条例で調査の義務を課していますので、法が改正されることによってその後どうしていくかというところが、1つはそういった横出し的な部分との整合をとるもの、そして、3ページの(2)につきましては、操業中の工場について、これまで法では規制は3,000平米未満についてはなかったんですが、条例においては操業中の工場について、土地を別の用途で切り売りするような場合は面積にかかわらず調査の義務を課すようにしていますので、これは法より上乘せとい

う仕組みになっておりまして、こういったところ、国のほうで具体的な内容がもう少し示されてこないとなかなか議論は難しいんですけども、こういったところは非常に関係するところですので、論点といいますか、考え方としてどういうことかというものをぜひご意見等いただきながらまとめていきたいと思っていますところでは。

【平田部会長】 黒坂先生、法的に見たときの土壌汚染対策法というのはどうですか。

【黒坂委員】 そうですね。法律の専門からすると、なかなか技術的なことの部分がわかっていないところが多分、もちろん中央審議会の先生方は違うとは思いますが、私自身は、まだ把握できていないところもありますので、法的にどうかという問題と、その省令を変えたときに省令との整合性をどこまでとるのかという問題は非常に難しいかなと思っています。

法自身も今回また変わるということなんですけども、それと条例との関係を考えたときに、通常は、徳島市公安条例事件という事件以降は、比較的、横出し上乗せ条例というのはつくりやすくはなっているのですが、法の趣旨、目的に照らして判断するという形に多分理解されるんですけど、では、今回この中でどこら辺をどう重点的に議論をしなければいいのかなというのを思いながら聞いておりました。またそのあたりをむしろ先生方に教えていただきながら考えていかなければいけないと思います。

【平田部会長】 それで、国のほうは結構緩和しているんですね。特区もありましたし。緩和しているんだけど、個々のものは緩和していても、横串といいますかね、通ってないんですよ。だから、ばらばらなんですよ。土対法というのはもともとそういうところが非常に多くて。

といいますのは、もともと土壌や地下水の問題というのは地域性が非常に強いから、裁量権を残そうというところがあったんですね、初め。地域の方にも考えていただいてということがあったんですけど、それが自然由来の汚染が入ってきたぐらいからすごくその内容が複雑になってしまって、どうも地域だけで判断するというのが非常に難しくなって、環境省のガイドライン的なものを全部使いましょうということになってきたんですね。それが最初の10年間。次の20年間ですね。今回また地域の要望に合わせた形で法律を改正したと。あるいは民間企業の要望があってということで。そのことですごく個々の事例を重要視するといいますかね、そういう話で、ちょっと変更されると混乱をする時期があるかもしれないんですよ。

例えば大阪でしたらすぐに思いつくのが島本町とか高槻とか、あのあたりの地下水の流

れとかですね。非常に難しいですよ。そういうところの汚染の問題をどう扱うんだとか、そういうことがあると思います。それは地域の方、地域行政の方に判断しなさいと言われてたときに、では、できるんですかということですよ。別にその能力があるとかないとかじゃなくて、専門が全然違っちゃっていますから、それだけのたくさんの行政マンがいるわけではありませんで、その辺のところをどうするのかという問題は非常に大きな問題として残っていますよ。特に自然由来が入ったときにとても厄介ですよ。

【勝見委員】 はい。

【平田部会長】 勝見先生は今その代表なので。環境省のほうですね。

【黒坂委員】 自然由来でも裁判例が増えてきて、それで多分これだけ言われるようになったと思いますので。なかなか、どう考えるか。

【平田部会長】 自然由来を一律の基準でやろうとするからまたこれがおかしいので、その地域によって全然違ってきますのでね。関西だと宝塚のふっ素とか、いっぱいありますので。砒素も高槻もありますよ。結構あって。湾岸は全て砒素はだめですので、大阪もそうだし東京もそうだし。あらゆる日本の湾岸地域は砒素はもうだめですので、そういう問題をどう扱うのかとか、いろんな問題がいっぱい出てくると思います。最終的に私はリスク評価に行くんじゃないかなとは思っているんですけど。そこへ行くまでの産みの苦しみがあるのかなという感じがいたしますね。

ただ、それと、法のたてつけとの関係というのは、これはまた非常に法律の専門家の方にも整理をしていただかなきゃいけないだろうし、非常に厄介な問題がたくさんありますよ。

木元先生、どうですか。

【木元委員】 今回初めてこういう事例を見せていただいたのですが、ちょっと話が違うのですが、先ほど資料3の中で、その他のところで自主調査に関して検討されているのですが、これは法律のほうではそれほどまだあまり整備されていないのですが、条例のほうで特に問題視されて取り組まれているという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局（足立総括主査）】 法のほうは、自主調査をして基準超過した場合は区域指定申請できるという仕組みがございまして、できる規定ですので、しなければならないということではありませんが、そういった受け皿を自主調査に対して設けております。大阪府はそれに加えて、やはり事業者さんからの相談も多いですし案件も多いことから指針を設けまして、これも強制的なものではないのですが、条例に規定して指針を設けてお

りまして、また、自主調査に関して指導・助言ができるという規定も設けて、その部分ではちょっと踏み込んだ仕組みを条例で持っているということになります。

【黒坂委員】 その指針というのはどのような程度、どのように規定しているのか教えていただけないでしょうか。

【事務局（中戸課長補佐）】 指針につきましては、自主調査の実施から自主措置の実施及び結果、自主措置に係る地下水モニタリング調査の結果の取りまとめ、自主調査等の方法に対する指導及び助言などについてそれぞれ具体的に定めておりまして、例えば自主調査では指定調査機関へ委託してくださいといったことですか、あるいは土壤汚染のおそれ等の把握といったことです。条例で3,000平米以上の土地の変更時には土壤汚染のおそれを把握するという規定を設けていますけれども、そういうことをしましうということですか、自主調査の実施に関する計画を作成しましうということ調査の目的及び方針ですか、試料採取等の区画や試料採取地点など適切に自主調査が実施されるような計画を作成できるように細かく内容を規定しているところです。結果の取りまとめにつきましても、どういった内容を取りまとめるのか、地点ごとの検出値とか結果の評価、地下水の汚染状況の把握を行った場合はその結果など、そういったものを取りまとめましようということを指針で定めています。

自主措置の実施についても同様に計画を策定しましうということ、土壤汚染の詳細調査ですか、措置の実施の内容の詳細や工程、また、施行の管理の体制や、基準不適合土壤を措置の対象地の外に搬出して運搬する場合の方法はどうするかなど、このあたりは法と同じような形でやりましようということ指導するようにしているところです。

自主措置の実施の結果についても、土壤汚染の詳細調査の結果ですか措置の種類と方法、汚染拡散防止対策を行った場合はその概要ですか、措置を行った基準不適合土壤の量や、不適合土壤の搬出を行った場合は管理票及びその処理先の処理方法書など、そういうものを提出しましうということ項目出しして、この指針に基づいて、事業者さんが相談に来られたときは指導させていただいているといった状況です。

【事務局（足立総括主査）】 要するに、法に準じた形で調査がやられているかどうか、法に準じた形で措置がしっかりやられているかどうかを見させていただいて、それに対して助言をしているという仕組みです。今日は資料をつけていなかったの、またさせていただきたいと思います。

【平田部会長】 今、大阪府で一番苦勞されているところというのはどこなんですか。

国の法律と条例とありますよね。

【事務局（足立総括主査）】 1つは、法にもあるのですけれども、手続の関係ですが、3ページの(3)の①、例えばこちらですと、要措置区域や形質変更要届出区域において、形質変更時要届出区域については届出が必要で、そのときに措置とか土地の形質変更の計画など出していただくんですけども、それ以外については手続が規定はされていませんので、ガイドラインに従って運用でやっているという状況です。大きな問題は今のところないのですけれども、ただ、やはりそういった事業主さんが計画や実施した結果を出すに当たって、その根拠というものが運用になりますので、そのあたりとか、その出してくるレベルというのがまだしっかり規定されていません。ガイドラインでは幾つか規定はされているんですけども、それらが法、条例に基づくものではないので、レベルに差が若干出てくるので、その都度窓口では指導して、実施した後までしっかり指導できるようなことはやっているのですけれども、大きな問題ではないかもしれないですが、そういった運用上でやっている部分についてどうしていくかというのも1つ課題なのかなということで、今回、法で一部改正される予定ですので、それに合わせて意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

それ以外には、問題ということではありませんが、自主調査については、指針がありますので、もっと活用していただきたいなという気持ちが担当としてはございまして、年間、府域で50件ちょっとあるんですけども、多分もっと多くあると思うので、我々のPRが足りない部分もあるのですけども、この仕組みの中でしっかり適切に調査をしていただいて管理していただくということがもう少しできればと思っております。

【平田部会長】 でも、自主調査の場合は申請するほうのメリットは何ですか。

【事務局（足立総括主査）】 一番、我々が思っているメリットは、やはり行政でしっかりチェックを受けますので、その資料が後で活用できるということが非常に大きいと思います。行政のチェックもなく間違った方法でやられていた場合に、手戻りというのは非常に大きいですし、コストの負担にもなりますので、そういった意味では先行的にしっかりやられて、それも行政に審査を受けながら進めていただくというのが後々その事業者さんにとってはメリットになるのかなと思っています。

【平田部会長】 今回、要措置区域も対策用の指針が出ますので、そういう意味ではやりやすくはなりますが。今まで要措置区域といいますのは形質変更しないということが大前提でしょう、もともとが。

【事務局（足立総括主査）】 はい、そうです。措置だけで。

【平田部会長】 措置だけなんです。新措置が出て、それをやりなさいということで、形質変更はしない、土地をさわらないということは一番のベースにあるので、それを土地の所有者はやろうとするから、そこで非常にややこしいことになりますよね。形質変更時要届出区域というのは、もともとほんとうは何もしなくてもいいんだけど、逆にそこは汚染のものは除去したいという話ですよ。だから、それは細かいところまで指示されているんですよ。形質変更される時には届出なさいということですので、非常に細かいところまで規定されている。要措置区域はあまり決めていないという、そういう齟齬が生じていますよね。そういう意味ではそこが今回はなくなる、そういうことだと思うんですよ。要措置区域にしても、きちっと計画とかに対してこの内容そのものを上げていくということになると思うんですよ。だから、それができれば自治体のほうも行政の条例も変えやすいですよ。そういう感じだと思うんですけど、そういうところは改善はされていくということだと思いますよね。そういう意味で、自治体のほうで今一番困っていることを改善していくようなそういう条例に変えていけばいいんですよ、一番は。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【平田部会長】 国が変わるときに一気にやってしまうということになると思うんですけど、新しいものがいっぱい入ってくるので、その辺の対応というのはもうちょっと大変かなという感じがしますよね。

【事務局（足立総括主査）】 例えば一段階目は、2ページから3ページにかけての4つですが、これはもう施行が決まっています、これはすぐスタートすると思うので、これに合わせて条例も考えていかなければいけないと思うんですが、例えば②の有害物質の使用施設の設置者の調査への協力に関する規定がございますが、これは努力規定になります。条例では法と整合を取ってどこまでのものを考えていくかですとか、努力規定の実行を担保するためにはどのようにすればよいのかなど、なかなか難しい点もあるように思います。④については区域指定の解除の情報に関する規定ということで、今まではそういった情報というものは閲覧はされているんですけども積極的には出してない中で、国のこういった解除情報まで出していこうという流れの中で、府としてどのようにしていくべきかなというところもありますので、一段階目についてもぜひご意見いただければ、と思います。

【平田部会長】 そうですね。まず、今回、一段階目のところをやるわけですよ。2年先のことを言ってもわからないので、1年後に施行されるものをやるということですね。

【事務局（中西環境管理室長）】 はい。まず、既にわかっている部分ということでバッティングするなりというところからかなということなんです。先ほど黒坂先生おっしゃいましたけども、いろいろな法律の解釈論というのはずっとあるというのは存じておりまして、私も入庁以来30年ぐらいこの世界をやっていると、いろいろ解釈というのは若干あるんだと思います。

その関係で申しますと、大阪府の場合は土壤汚染については15年に条例に入れまして、これは土壤汚染対策条例ではなくて、生活環境保全条例の中に入れていたんです。この生活環境保全条例というのは、そもそも昭和の時代に大阪府公害防止条例だったのを平成6年に全面改定しました。実は公害防止条例のときには網羅条例になっておりまして、したがって法律の規定とオーバーラップしているところがたくさんありましたけれども、この6年のときに法律の規定というのは法律に委ねると。法律にないところだけ条例がある。横出しとか上乘せというのはありますけれども、法律とは重ねないという考え方で一定全部整理しましたので、この条例の性格からすると、バッティングするというところはやはり整合性をとる必要があるのだろうと考えますし、そこでテクニカルな部分としてそういう整合をとらなければいけない部分と、あるいは、今まではいけていたんですけども、法律がセットバックしたところを埋めに行かないといけないのかどうなのかという部分とか、そういう幾つかの論点があるのではないかと思いますので、まずは、わかっているところについてはその条例を法律の施行に合わせた形でやらせていただきたいということになりますので、そうしますと、冬の議会に上げるというスケジュール感も出てきますので、そこについては一旦整理をお願いしたいという感じがします。

【平田部会長】 そうですね。

【事務局（中西環境管理室長）】 それとあと、もう1つ、もう一歩先の話については、平田先生がおっしゃっているように、いろいろまだご検討されている部分ですし、難しいところがあるかと思いますが、そもそもがこの土壤汚染対策というのが土壤汚染防止ではなくて土壤汚染対策でして、土壤汚染がわかった状態からスタートしていろんな手続を進めていって、拡散しないように対処していくというもので、実はどれだけ府域に土地がほんとうにあるのかという実態もわかっていない。先ほど勝見先生がおっしゃいましたように、自主調査をされているかもしれないけども把握してないものがたくさんあるかもしれない。全容がわかっていない中で、なかなか我々もほんとうは議題（2）のところで状況をご説明した上で課題を書くというのがこういう委員会の常套だと思うんですが、そこ

がなかなかつかみきれないという難しいところがありますので、そこはちょっと時間をかけつつという形でお願いできたらと思っております。

【平田部会長】 それで、第一段階のところですよ。そのところをどうするんだということ、そうだと思うんですけども、それはどうですか。どこをどこまでという話ですよ。国の法律があって施行されると。大阪府には条例があって齟齬を来すといけないからということがあるわけですよ。第一段階のところをまず今年はやりましょうということになるとは思うのですけれども。

【事務局（足立総括主査）】 先ほども言いましたが、4つありまして、1つ目については2ページの①から④まであるのですけれども、①につきましては、法が改正されましたら、条例も整合をとるものですので規定整備になるものなので、ここはあまり議論がないのかなと事務局のほうで思っています。ですが、②とか④につきましては、先ほど申し上げましたが、ご意見賜れば、方向性というのが検討できますので、ぜひそういうところの部分でいただけないかと思っております。

【勝見委員】 例えば④ですと、この法の区域指定と、それから条例のほうで設けられている区域指定とで府のほうではどういう扱いの違いをされているのか、そこが重要になりますよね。もちろん法律の手続でやったことと条例の手続でやったことで、そこは違うんですけども、その条例でこの区域を設けたということによって法と同等のものとして府として扱っているというスタンスなのか、そうじゃなくて、ちょっと一歩引いた形での区域指定なのかということによって、どういう方向性を考えるかということがある程度決まってくるんじゃないかなと思うのですけれども。

【事務局（足立総括主査）】 現状としましては、法も条例も同等として、指定の色は違いますけども、それぞれの措置であったり、先ほどの解除台帳の閲覧についても同等の扱いで運用しているところがございます。条例だから扱いが異なる、ということはありません。

【勝見委員】 ないんですね。

【事務局（足立総括主査）】 はい。法も条例も指定されたものについてはしっかりと同じような運用をさせていただいております。

【平田部会長】 区域の解除台帳を調製して保管していると書いていましたね。今それはつくっているんですね、解除したときに。

【事務局（足立総括主査）】 そうです。台帳を保管し、窓口の近くに置いていまして、

求めは今のところはあまりありませんが、すぐ見てもらえるような形で保存、閲覧しています。法、条例で決まりはありませんが、運用で行っている状況です。制度を所管している府内の自治体の半数で同様に運用されていますので、必要性では自治体としては考えておりまして、これを100%にするために条例を同じように法と合わすなり、もしくは解除台帳の扱いをさらにどうしていくかとかです。国でも進められようとしていますが、大阪府として、どう扱っていくかという課題があります。

【平田部会長】 解除したものを載せるのか消すのか、どちらにしようという議論があるんですよ。ちょっと確認しておきます。何か報告されていると思うんですよ。どちらに行っても何か議論があるんですよ。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【勝見委員】 記録は残しておかないといけないけれども、ちゃんと措置を頑張ってやったんだから、いつまでも記録が残っているのも。記録が公開、簡単にアクセスされるような状態で記録が表に出るというのはあまりよくないんじゃないのと、浄化対策に対するモチベーションが下がるんじゃないのという、そんな議論だったように記憶しています。

【事務局（足立総括主査）】 そのあたりは事業者さんの意見も聞かないといけないと思いますが、やはりきれいになった土地については、ネガティブな情報というよりは、土壌汚染対策を進めていく上では積極的に出せるものはしっかり示して、地域住民の信頼も得ながら事業者に進めていただく上ではネガティブな情報ではないのかなと思いつつ、ただ、事業者さんのご意見もいろいろあると思いますので、そういうこともリサーチしないと聞けないのかなとは。

【平田部会長】 両方の意見があったと思います。どうするのといったときに、全部出すというところと……。消すとか、何かすごく抵抗があるみたいですね。

【事務局（足立総括主査）】 ですが、きれいになった土地という情報なんですね。

【平田部会長】 個人情報というのか、何かあったような。僕も何でなのと思ったときはありましたね。でも、大阪府は、台帳は閲覧できるわけですよ。

【事務局（足立総括主査）】 はい、閲覧しています。

【平田部会長】 ここはきれいになっていますよと書いてあるわけですね。書いてあるというのを消すだけでしょう。物質がなくなりましたと。

【事務局（足立総括主査）】 そうです。解除されたということは区域規制の要件を全

てクリアしたということなので、除去等、浄化されて、さらに地下水のモニタリングでその後の影響もないという事実や、解除したということがわかるということです。

【平田部会長】　今回は条例に書き込んでいくということですね、これを。

【事務局（足立総括主査）】　そうですね。

【平田部会長】　大阪府としてそれをより積極的に進めていくという、何かそういうことを考えているんですか。例えば実地調査の場合、それがなくなかなか進まないと思うんですよね。どういうメリットがあるんですかって、もう環境省もつくっていますけどね。それを見てももう1つインセンティブになるような感じがしないんだけど。

【事務局（足立総括主査）】　そうですね。インセンティブをどう働かすかいうと……。

【平田部会長】　難しいんですけどね。

あと、飲用井戸ですよ。これ、とても大事な話なんだけど、井戸台帳の整理みたいなことはどうなっているんですか、府下全域は。難しいですかね、井戸があるかないかというのは。

【事務局（足立総括主査）】　地域に一番近い市町村におかれて、調べ方はいろいろのようですが、定期的に調査をしたり、報告をもらって記録を積み上げていくといった方法で、ある程度の台帳をお持ちで、府はこうした情報をいただいて区域指定の上で活用しているという状況です。

【平田部会長】　自動的に吸い上げるということはできないんですね。難しいんですね。例えば保健所が調べているとか。そういう井戸はありますよね。

【事務局（足立総括主査）】　保健所では水道の関係での届出等があります。下水道の部局のほうでも、下水道法で料金徴収しますので、井戸水を使っていたら把握している場合があるようです。市町村ではそういったところと連携しながらリストを積み上げていると聞いています。

【平田部会長】　そういうのはやっぱり嫌なんですかね。井戸を使っているところは。井戸の位置というのは皆さん非常に難しいと言うんですよ、調べるのは。

【事務局（足立総括主査）】　位置ですか。

【平田部会長】　個人情報だからという。ここですよということを言われると非常にづらいと。

【事務局（足立総括主査）】　公表とかするとなると個人情報の話になりますので、なかなか難しいと思います。

【平田部会長】 難しいんですね。手続論については自動的に行くと思うんですよね。そんなに複雑じゃないと思うんですけど。将来に変わるであろう規則に抵触する部分はたくさんありますよね。例えば井戸の台帳がどうか、あるいは土地の台帳に記載をすとかしないとか、そういう話、全部将来にかかわってきますよね。土地を管理していくということはもちろん大事になってきますので。台帳管理はこれからすごく大変になりますよ。対策をするとき、さっき言いましたけど、その深さまででいいんですよ、調査は。この中にも書いていますよね。さらっと書かれていますけど、すごく大変ですよ。それを台帳の中に全部残していくことになると思いますので、三次元の台帳になるような気がします。台帳保管の話というのはすごく大事な感じがしますがね。

あと、大阪府ですごく気にされているのはどこですか。法が変わり、条例と齟齬を来すところがあるとすれば。特に1年目の施行ですよ。

【事務局（足立総括主査）】 例えば4ページでこれから規制の合理化が進められようと法でされていますけれども、例えば臨海部の工業専用地域については、施行方法や地下水モニタリングを行う場合だとモニタリングの実施計画などまとめて計画を提出されて、それがオーケーなら以後事後報告でもいいという手続に変わろうとしていますし、また、自然由来のほうについては、適正な管理のもとで移動が認められる中で、そういった仕組みの中でどうそれを審査して不適切な事案が起こらないよう未然防止して、起こった場合にはどう対応していくかというのがちょっと漠然とした危惧といいますか、行政側として今後これを運用していくに当たってまだ何も決まってないんですけども、そういったところが非常に心配がありますので、しっかり考えていかないといけないという課題認識を持っております。

【平田部会長】 それは自治体と土地の所有者との契約だと思いますがね。

【事務局（足立総括主査）】 最初の段階で計画の中でしっかり書き込ませるといことですか。

【平田部会長】 そうだと思いますよね。

それは大事だと思いますよ。そこを自治体が認めるのであれば、大丈夫だよということになると思うんですね。何でもかんでもいいよというわけじゃないと思うんですけどね。

【事務局（足立総括主査）】 そうですね。まず、そこはしっかりした、統一したルールの中でさらにきっちり厳格に審査していくというところをやらないといけないかなと思っています。

【平田部会長】　　そうですね。多分、土地の面積の感覚が違うと思うんですよね。ものすごく広い面積を考えているんでしょう。ものすごく広い面積の中でちょこっとそんなのまでやるのという。その一方で、すごく広いところを勝手に形質変更されると困りますよねという意見が一方にあると思うんですけどね。

それともう1つは、やはり昭和52年以前の埋立地がほとんどであるということですよね。52年以降の埋立地を対象に埋立地管理区域がどうのこうのと言われても困るといのが民間の意見だったですね。多くは昭和52年以前の話なので、特定区域じゃなくて管理区域になるということだと思っうんですよね。その管理区域をどうするんだということですよ。大阪でも52年以降のものってそんなになんないんじゃないんですか。

【事務局（足立総括主査）】　　特例を受けているところですか。

【平田部会長】　　そうです。特例を受けたところは。

【事務局（足立総括主査）】　　今、3件です。

【平田部会長】　　そのぐらいでしょう。

【事務局（足立総括主査）】　　はい。全国でも15件と少ないです。

【平田部会長】　　少ないでしょう。ほとんどが52年以前の話だから。そこも言われていましたよね。要は52年以降ですと海防法がかかっているから10倍以上のものは入っていないよという、そういうことですよ。52年以前だと何が入っているかわからないと。10倍以上のものが入っている可能性があるということですよ。

そういうこともあるんですけど、まず、第一段階目の1年目の国の施行ですよ。それに向けて条例も整理しておきたいということですよ。

【事務局（足立総括主査）】　　はい。

【平田部会長】　　国が動いて条例が動かなかったら現場が困ることになりますので、第一段階は単純でしょう。手続論ですよ、多くは。そこはきちっと整理をさせていただいてということですよ。国の政省令の改正はいつですか。

【事務局（足立総括主査）】　　11月ごろと聞いています。

【平田部会長】　　11月に政省令が出てきて、12月の審議会に上げるということでしたね、大阪府の。

【事務局（足立総括主査）】　　そうです。第一段階目は第1次答申として次の12月の審議会でもう一度いただきたいと考えているところです。後ほどまたスケジュールについて説明させていただきます。

【平田部会長】 わかりました。大阪府と東京都は埋立地がたくさんあるので、多分そこは全国的にウオッチされていると思います。東京湾と大阪湾ですよ。特に大阪湾はジェーン台風と第2室戸の後でかさ上げしているんです。3メートルぐらいやっているんですよ。それがほとんどが海の底質だと思いますよ。浚渫土でかさ上げしていると思いますので、その辺のところは大阪湾の特徴だと思うんですけど。どこでもそうだと思いますけどね。

【事務局（足立総括主査）】 それはふっ素、ほう素とかそういう物質が出るという…

【平田部会長】 そういふところの問題もあるんだと思うんですね。でも、1年目の11月に出てくる法に対しては、多分ものすごく苦勞することはないと思うんですね。条例のほうは国よりも進んでいますからね。前に行っていますから、それはいいと思うんですよ。それについて特に気にされているところはないんでしょう。さっき言われた論点の①から④ですよ。

私が気にしているのは、台帳の整備というのはちょっと大変かなとは思いますが。

【事務局（金城補佐）】 まず、第一段階の法改正施行分ですが、来年4月施行分につきましては、条例の見直しに特に大きな支障や制約といったことは、おそらくはなかろうかと思っています。台帳については、法制度の施行は2回に分けるということだったかと思います。来年4月にまず施行されますけれども、汚染の除去等の措置に関する情報を台帳にどう記録するのかといった点の省令については、2年以内の第二段階のほうでされるようですので、その部分は国の動きを見ながら考えていくということになるかと思っています。

【平田部会長】 何か先生方からぜひ大阪府はこういうことをしてほしいという要望があれば。多分、自治体がやることについては国はあんまり文句を言わないと思いますよ。土壌、地下水に関しては地域性がものすごくありますから。もちろん国のルールを緩めることはできませんけれども、それと同等のことをやるのは別に全然問題はないと思うんですよ。むしろ国はやってほしいですよ。という気がしますがね。そういった中で大阪の土壌や地下水の特徴は何ですかということになると思いますよ。何だと。あるいは自然由来のものをもう少し突っ込んでやるということになるかもしれないし、湾岸の問題がありますよ。だから、大阪としての特徴は何ですかということを出せばいいんじゃないかと思うんですけどね。皆さんそこを見ていると思うんですよ。東京は、はっきり

言って、オリンピックのときにどうするかというもう差し迫った問題があるのでね。埋立地の問題があるので。それとか、大きな問題ではリニアのトンネルの、これは勝見先生のほうだけれども。ここはまだまだ先ですが、それ以外でもやっぱりあったでしょう。第二名神のとき、なかったですか。兵庫でしたか、ほう素、ふっ素の問題があったと。

【事務局（足立総括主査）】 はい。自然由来の件を聞いています。

【平田部会長】 そうでしょう。大阪府は関係なかったのかな。

【事務局（足立総括主査）】 事例としては、地域にまたがってあると思われるのですが、メインは兵庫県での事例だったと思います。

【平田部会長】 わかりました。そういう意味では大阪の固有の問題をどう解決してきたのかということが大事なことですよね。あるいは、今ある問題をどう法の中で取り入れていくのかということを考えるということは大事なことだと思うんですよね。

木元先生、どうですか。ご専門から見て。

【木元委員】 前にお伺いした話では、地下水のくみ上げによる地盤の沈下は以前に検討されていて、大阪の地盤というと、私は、やはり海成粘土で軟弱な粘土なので、その地下水のくみ上げによる変形というところが話題の1つかなと思っているんです。でも、前にいただいた資料では、回復というか、逆に膨張側に少し行っているというお話なんですけれども。

【事務局（中戸課長補佐）】 地下水位に関しては回復傾向にございます。

【事務局（足立総括主査）】 地下水の利用が減って上がってきている状態です。だから、地盤沈下という現象は、もうそういうのは見られないというのが今の状況です。

【平田部会長】 正直、自然由来の汚染物質については、事例を出していったほうが良いと思いますよね。それは大事なことだし、一番頭を悩ますところなんですよね。大阪も結構あるから。

【事務局（足立総括主査）】 はい。今、30件について区域指定しており、件数は増加してきています。

【平田部会長】 という感じだと思いますね。こういったことを含めて、今後の予定ですよね。ちょっと説明をいただけますか。

【事務局（中戸課長補佐）】 それでは、資料4をご参照ください。今までもお話に出てきていますとおり、法の施行が二段階に分けて施行されることから条例も2回改正することになるために、この本部会の報告を中間報告と最終報告の二段階でいただきたいと考

えております。

本日、第1回部会を開催いたしましていろいろとご審議いただいたわけですが、次回、第2回部会では、部会中間報告案の検討ということで、きょう出された意見等々も踏まえながら第1回目の条例改正に向けた整理、そういう整理を行って、部会の中間報告案につなげていきたいと思っております。案を出させていただきますので、ご審議いただきたいと考えているところでございます。

取りまとめた部会中間報告案に基づきましてパブリックコメントを行いまして、そのパブリックコメントの後、11月頃に第3回部会を開催いたしまして、部会中間報告取りまとめをしていただきまして、12月の環境審議会に中間報告をしていただきたいと考えております。そこでご審議いただいて、第1次答申をいただきたいと考えております。

第4回目以降は、国の審議会の動きも見ながら開催をいたしまして、最終報告を取りまとめていきたいと考えております。6月頃に30年度の第1回の環境審議会が開かれますので、そこで最終報告をいたしまして、審議会のほうから答申という形でいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【平田部会長】 9月14日に中間報告が出て、パブリックコメントをして、環境審議会に上がっていくんですね、12月の。最終的な条例というのはいつごろになるんですか。

【事務局（中戸課長補佐）】 12月になります。

【平田部会長】 11月の環境省の政省令を見てということになるんですね。

【事務局（中戸課長補佐）】 そうですね。

【事務局（足立総括主査）】 はい。議会が2月にあります。施行は国に合わすということで4月1日に、というように進めていきたいと思っています。

【事務局（金城課長補佐）】 来年4月1日の施行と考えておりまして、今回は特に周知期間を設けるような内容ではないと思いますので、2月の定例府議会に上程したいと考えています。

【平田部会長】 その前の環境審議会は12月ですね。

【事務局（金城課長補佐）】 はい。1回目の答申は12月に頂戴したいと考えてございます。

【平田部会長】 実質的に12月で条例案が出るということですね、それをさかのぼって、この第3回部会の11月にはその内容を審議するということですね。

【事務局（足立総括主査）】 はい。その考え方というか、あり方という部分では、条例改正に向けたそういったものを取りまとめいただく形になると思います。

【平田部会長】 ということですね。条例案は議会ですが、その骨子をつくらなければいけない、そういうことですよ。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【平田部会長】 その骨子は第3回部会、11月頃で、それが大阪府全体の審議会に上がってという話ですよ。わかりました。そういうスケジュールで。

1年目、第1回目の政省令の改正については、それほど大きな問題はないということだと、私はそう思っていますので、全然問題はないのではと思いますけれども、2回目のほうは細かいのでね、すごく、という感じだと思います。

先生方、ほかに何かご意見ございますか。黒坂先生も木元先生もご要望がございましたら。勝見先生、ありますか。

【勝見委員】 いえ。

【平田部会長】 それと、大阪府にはやはり自然由来と埋立地の問題を抱えていますので、そこはぜひデータも集めて議論できればなと思っています。

法律上はそんなに大きな問題はないですよ。

【黒坂委員】 特に第一段階は問題ないように思います。台帳のことは、私も先生のおっしゃったとおりなのですが、もともとこの法律ができたときから履歴の台帳あるいは解除の台帳は残すべきだという先生も結構法律家でもおられて、アメリカなんかはそれで残してしまっていて、CLEAREDと残しているので、多分ずっとそういう話があったと思います。ただ、先生もご存じのように、先ほどおっしゃったみたいなスティグマの問題が残りますよね。

【平田部会長】 そうですね。

【黒坂委員】 台帳を削除すべきだという方の、一般の方のご意見とかも多かったので今回、解除台帳は調製することにしたんですけども、じゃ、運用で今閲覧までしているけれども、そこをどうするかとか、そういったあたりぐらいがメイン論点にここではなるのかなと思っています。あとは、第一段階についてはそれほど、先生おっしゃるような問題ないと思っています。

【平田部会長】 ありがとうございます。

ということで、法的にも大きな問題はないかなという感じは出ています。台帳はちゃん

としたほうがいいと思いますよ。これは将来非常に複雑怪奇なものになる可能性がありますので、台帳は大事だと思いますね。二次元では済まないかもしれない。深さが入ってきますので。という感じだと思います。

ということで、ちょっと時間超過していますけれども、何かほかにご意見ございますか。なければ、大阪府のほうへお返しいたします。

【司会（松本総括主査）】 どうも委員の皆様方、長時間のご審議ありがとうございました。

これをもちまして、第1回の土壌汚染検討対策部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——